

京都市告示第596号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成27年3月5日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
深草経89号線	伏見区深草開土町65番地地先から	旧	メートル 43.00	メートル 2.30 ~ 2.95
	同町66番地の23地先まで	新	43.00	6.01 ~ 6.73
深草緯24の1号線	伏見区深草開土町49番地の1地先から	旧	32.10	5.95 ~ 6.00
	同町66番地の16地先まで	新	32.10	5.85 ~ 6.01

(建設局土木管理部道路明示課)